

学びから始まる地域づくり推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 滋賀県知事（以下「知事」という。）は、市町が実施する、図書館等の地域資源を活用した学びの成果を社会に生かす事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年3月20日滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象および補助金の額等)

第2条 補助対象事業、補助対象経費、補助金の額等は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類（別記様式第4号、第5号）を添えて、指定の期日までに知事に提出しなければならない。

(事業変更承認等)

第4条 補助事業の内容を変更し、または、中止（廃止）しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（別記様式第2号）に関係書類（別記様式第6号、第7号）を添えて知事に提出しなければならない。

(概算払)

第6条 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求明細書（別記様式第3号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 補助事業者は、第3条に基づく交付の申請、規則第7条の規定に基づく申請の取り下げ、規則第10条の規定に基づく状況報告、第5条の規定に基づく実績報告、第6条の規定に基づく支払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準処理期間)

第8条 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、第3条の規定による申請があった

日から起算して 30 日以内に行うものとする。

2 規則第 13 条の規定による補助金の額の確定は、第 5 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(書類の保存)

第 9 条 補助事業者は、補助事業に係る予算および決算等の関係書類を整備し、事業完了後、5 年間は保存しなければならない。

附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

<p>補助対象となる事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの維持・活性化に向け、市町による図書館等の地域資源を活用した学びの成果を社会に生かす取組を充実させるために行う事業 ・学びから始まる地域づくり推進事業実施要領による事業
<p>補助対象経費</p>	<p>事業に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費（講師謝金等） ・旅費（講師・職員旅費等） ・需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費等) ・役務費(通信運搬費、手数料等) ・委託料(事務、事業、調査、研究等) ・使用料および賃借料(会場借上料等)
<p>補助金の額</p>	<p>補助対象経費から受講料収入を引いた額の2分の1以内</p>
<p>補助限度額</p>	<p>1市町あたりの上限 50,000円</p>